<u>件名</u> 竜王町議会タブレット端末およびグループウェアシステム利用

入札執行日 令和5年9月21日

質問事項		質問回答	
	仕様書記載 4 契約期間(2)端末のリースおよびシステムの使用期間 令和5年10月から令和9年9月30日(木)までの4年間とございますが、入札結果の決定から使用開始まで通常約2か月以上頂戴しております。この為、10月使用開始には間に合わないのですが納期及び使用期間は考慮頂けますでしょうか。		納期および使用期間は令和5年12月から令和9年9月30日(木)までとすることを可とします。 なお、端末のリースおよびシステムの使用料については、令和5年12月1日から令和9年9月30日までの期間で算出すること。
	6 調達内容 以下の製品を調達すること。 Apple社製 iPad ※端末モデルは第9世代とございますが、在庫状況によりご用意が不可能な際、代替品のご提供でもよろしいでしょうか。		仕様書のとおり、タブレット端末については、Apple社製 iPad (端末モデルは第9世代)とし、代替品は不可とします。
3	(3) その他 ⑤契約期間終了後、発注者はタブレット端末等のリースしていた物品を 受注者に返却する。また、受注者は発注者と協力し、必要に応じて現地 にてデータ消去の協力・支援をすることとする。なお、データ消去にかか る費用は受注者が負担するもとする。 とございますが、データ消去作業に関しては、個人情報取扱の関係上、 事前にお渡しするマニュアルにて、お客様ご自身にて実施頂くことでご 対応願えますでしょうか。	3	原則、データ消去作業に関しては、仕様書のとおり受注者は発注者と協力し、必要に応じて現地にてデータ消去の協力・支援をすることとします。
4	「利用仕様書」の「4 契約期間」の「(2)端末のリースおよびシステムの使用期間」にて、「令和5年10月から令和9年9月30日(木)までの4年間」と記載がございます。タブレット端末のキッティング作業・システム等の構築作業、貴町への搬入作業を含めると、10月開始には間に合わない可能性がございます。使用期間を2カ月ほど遅らせるという処置を取っていただくことは、本件可能なのでしょうか。	4	1と同じです。
5	事前に契約書案をお示しください。	5	契約書は落札者と町が協議を行い、落札者に作成していただきます。